

neko note

— 飼い猫適正飼養編 —



2019 年版

Urayasu city

はじめに

その昔、猫は外で放して飼うのが普通でしたが、都市化が進み住宅事情が変化する中で、猫の放し飼いによる迷惑問題について近隣住民からの苦情が多く寄せられています。

近年では、猫が家族の一員として大切に飼育される一方で、十分な知識のないまま安易に飼い始めた結果、不適正な飼育や飼育放棄、遺棄などの様々な問題が浮き彫りになっています。

猫を飼う場合、近所で生まれた子猫をもらったり、保護した猫を飼うなど、飼いはじめるきっかけは様々です。

しかし、安易に猫を飼いはじめたことで、後で取り返しのつかない問題を抱えてしまうことにもなりかねません。飼いはじめる前に、家族でよく話し合うことが大切です。

猫を飼うということは、その猫の命を預かるということです。また、猫の安全の保持や社会に対する迷惑防止など、飼い主としての責任が課せられるのです。適切な世話ができないから、今は飼わないと決断することも必要です。とはいえ、猫を飼うことになってしまった以上、何も知らないという訳にはいきません。

このガイドブックは、初めて猫を飼う新米飼い主さんから、長年飼い続けているベテラン飼い主さんの方々に、飼い主としての責任や心構え、猫を適正に飼養するための基礎知識などを再認識していただくとともに、繁殖制限や健康管理を行った上で、屋内飼養を基本とする家庭での適正飼養に努めていただくことを願って作成したものです。

そして、このガイドブックを愛猫の健康手帳として、活用していただけたら幸いです。

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| Profile（愛猫のプロフィール） | 03 |
| Best Photo（愛猫の写真） | 07 |
| Profile（飼い主のプロフィール） | 09 |
| 混合ワクチン接種の記録（追記欄） | 10 |
| 愛猫の受診記録 | 11 |
| 1. ペットの飼い主の責任 | 23 |
| 2. 命を預かる責任 | 24 |
| 3. 社会に対する責任 | 25 |
| 4. 飼い主の責任を果たすために | 26 |
| 5. 自分に合ったペットと出会うために | 28 |
| 6. 地域社会の中でペットと長く幸せにくらすために | 29 |
| 7. 高齢期と向き合うために | 30 |
| 8. ペットを飼う前に | 32 |
| 9. 猫の成長 | 33 |
| 10. 人と動物との共通感染症 | 35 |
| 11. 猫による共通感染症 | 36 |
| 12. 猫の病気とワクチン接種 | 41 |
| 知っていますか？動物愛護管理法 | 42 |
| 知っていますか？地域猫活動 | 49 |
| 動物関連機関及び施設 | 51 |
| 動物病院 | 53 |

Profile(愛猫のプロフィール)①

| | | | | | | |
|----------------|-----------|------------|------|----|---|---|
| 猫の名前 | | | | | | |
| 性別 | オス | メス | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 猫の種類 | | | | | | |
| 血液型 | 型 | 不妊去勢 措置 | あり | なし | | |
| 体の特徴 | 毛色 | | | | | |
| 飼育開始月 | 年 月 | | | | | |
| かかりつけ の動物病院 | 病院名 | | | | | |
| | 電話番号 () | | | | | |
| ワクチン 接種記録 | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---|------|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| マイクロチップ | 国 | 種 | メーカー | | 固有番号 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

Profile(愛猫のプロフィール)②

| | | | | | | |
|----------------|-----------|------------|------|----|---|---|
| 猫の名前 | | | | | | |
| 性別 | オス | メス | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 猫の種類 | | | | | | |
| 血液型 | 型 | 不妊去勢 措置 | あり | なし | | |
| 体の特徴 | 毛色 | | | | | |
| 飼育開始月 | 年 月 | | | | | |
| かかりつけ の動物病院 | 病院名 | | | | | |
| | 電話番号 () | | | | | |
| ワクチン 接種記録 | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |

| マイクロチップ | 国 | | | 種 | | メーカー | | | 固有番号 | | | | | |
|---------|---|--|--|---|--|------|--|--|------|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

Profile(愛猫のプロフィール)④

| | | | | | | |
|----------------|-----------|------------|------|----|---|---|
| 猫の名前 | | | | | | |
| 性別 | オス | メス | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 猫の種類 | | | | | | |
| 血液型 | 型 | 不妊去勢 措置 | あり | なし | | |
| 体の特徴 | 毛色 | | | | | |
| 飼育開始月 | 年 月 | | | | | |
| かかりつけ の動物病院 | 病院名 | | | | | |
| | 電話番号 () | | | | | |
| ワクチン 接種記録 | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |
| | 年 月 日 () | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|---|--|------|--|--|------|--|--|--|--|--|
| マイクロチップ | 国 | | | 種 | | メーカー | | | 固有番号 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

Best Photo(愛猫の写真)①

—愛猫の写真—



Best Photo(愛猫の写真)②

—愛猫の写真—



Profile(飼い主のプロフィール)

| | |
|-------------|---|
| 氏 名 | |
| 住 所 | 〒 |
| 電話番号 | |
| 携帯電話 | |
| メール アドレス | |

(飼育情報)

| | |
|-------------|--|
| 飼育の きっかけ | <input type="checkbox"/> ペットショップで購入 <input type="checkbox"/> 友人・知人から <input type="checkbox"/> 保護猫 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 飼育環境 | <input type="checkbox"/> 屋内 (自由・ケージ) <input type="checkbox"/> 屋外 (出入自由) <input type="checkbox"/> その他 () |
| フード内容 | <input type="checkbox"/> ドライ <input type="checkbox"/> ウェット <input type="checkbox"/> その他 () |
| しつけの 状況 | トイレ <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない ハウス <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない |

混合ワクチン接種の記録

(追記欄)

| 接種日 | ワクチン名 | 接種場所 |
|-------|-------|------|
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |



愛猫の受診記録 ①

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ②

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ③

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ④

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑤

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑥

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑦

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑧

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑨

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑩

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑪

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



愛猫の受診記録 ⑫

受診日 年 月 日 ()

病院名 _____

—受診メモ— (症状・処置・処方・費用など)



1. ペットの飼い主の責任

飼い主になるということは全てに責任を持つこと。

「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条には、ペットの飼い主の責任として、次のことが明記されています。

1. 健康と安全の保持と迷惑防止

命ある動物への責任を十分に自覚し、種類や習性に応じて正しく飼うこと、生活環境を悪くしないように、また、人に迷惑をかけないように飼うこと。

2. 病気の知識と予防

動物の病気や感染症等の正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うこと。

3. 逸走防止

動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとること。

4. 終生飼養

動物がその命を終えるまで適切に飼うこと。

5. 繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて管理できなくなるののないように、不妊・去勢手術をすること。

6. 身元表示（所有明示）

自分の飼っている動物だと分かるように、首輪や迷子札、マイクロチップ等をつけること。

2. 命を預かる責任

「ペットを飼う」ということは、そのペットの命を預かるということです。

1. 快適で安全な環境を提供する責任

ペットの種類によって習性や行動、必要な環境は異なります。ペットが生涯にわたって快適で安全に暮らせるように環境を整え、最後まで適切に飼いましょう。

2. 命を終えるまで飼い続ける責任

誰にでも人生の転機は訪れます。自分の生活が変わってもペットを飼い続けられるか、シミュレーションを行い、あらかじめ対策を練りましょう。

3. 老いに向き合う責任

人にも動物にも寿命があります。ペットも歳を取ると、様々な病気や症状が現れ、介護が必要な場合もあります。介護は長期に及ぶこともあり、家族の協力が欠かせません。個々のペットによって、症状や介護の度合いは異なりますので、飼い主は無理せず、悩みを一人で抱え込まずに、獣医師や飼い主仲間などに相談しましょう。

飼わない決断も大切です。

「適切な世話ができないから、今は飼わない」と決断することも「ペットの命を預かる責任」を果たすことになります。

3. 社会に対する責任

ペットを大切に思うあまり、周囲への配慮を忘れてはいませんか。

1. ルールやマナーを守る責任

飼い主もペットも地域社会のルールの中で暮らしている以上、自分勝手な行動は許されません。ペットが嫌われる理由のほとんどは、動物によるものではなく、飼い主のマナーが悪いことが原因です。

2. 人に危害を及ぼさない責任

地域社会の中には、動物が嫌いな人や恐怖心を持っている人、動物に対するアレルギーを持つ人もいます。

放し飼いは、ペットの飛び出しによる交通事故や咬みつき事故等、人も動物もケガをする危険があります。

3. 周辺地域を汚したり迷惑をかけない責任

公共の場所に排泄物が放置されているのは誰にとっても不快なだけでなく、衛生上も問題があります。また、飼い主が気づいていなくても、鳴き声や毛・羽毛の飛散、排泄物、臭いなどを迷惑に感じている人もいます。日頃から、周囲の人々への配慮が必要です。

4. 自然環境に影響を及ぼさない責任

ペットを放し飼いにすると、野生動物を食べたり、すみかを奪うなどして、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。

4. 飼い主の責任を果たすために

現実的な生活のこと

動物を飼うことは、動物の命を預かり、動物と共に地域社会の中で暮らしていくことです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

飼う前に考えること

1. 居住環境

今の住居はペットが飼える環境ですか？
転居の予定があれば慎重に判断しましょう。

2. ライフスタイル

飼いたいペットの種類や大きさ、生態、特性などが、あなたの生活環境に適していますか？

3. 家族の同意

家族みんなが賛成していますか？
全員で協力して世話ができますか？

4. 健康と体力

あなたの体力で世話ができるペットですか？
家族に動物アレルギーの人はいませんか？

5. ペットの寿命

ペットが寿命を迎えるまで飼い続けることができますか？
高齢になったペットの世話や介護を考えていますか？



4. 飼い主の責任を果たすために

6. 毎日の世話

ペットに安全で快適な飼養環境を用意できますか？

何があっても、毎日欠かさずペットの世話に手間と時間をかけられますか？

7. 周囲の人々への配慮

鳴き声やふんの放置などで近隣に迷惑をかけないようにできますか？

必要なしつけについて勉強し、それを実践できますか？

8. 万が一のとき

地震や洪水などの災害時や、万が一あなたが飼えなくなったとき、ペットの命を守る方法を考えていますか？

ペットにかかる費用

ペットを飼い続けるためには、フードや日用品、治療費などでお金がかかります。飼い始めてから経済的な理由で行き詰まらないように、あらかじめ必要な費用を考えておきましょう。



環境省パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」より

5. 自分に合ったペットと出会うために

入手先のこと

保護された動物を引き取るか？販売業者から購入するか？

どちらの方法にも、良い点と注意点があります。自分の生活環境やペットを飼う目的、これまでの経験や知識、技術等を考えて判断するようにしましょう。

動物についての正しい知識を持ち、動物を適切に扱っているなど、信頼できるところから入手することが重要です。

選択肢－ 1

譲渡…自治体や動物保護団体などから引き取る

自治体の保健所や動物愛護センター等、または民間の動物保護団体に保護された動物を引き取りましょう。

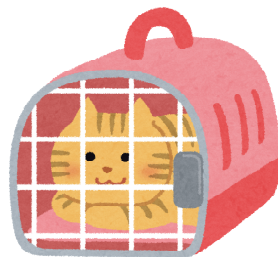
選択肢－ 2

購入…ペットショップやブリーダーなどの業者から購入する

法律に基づき、都道府県等の自治体に登録されている販売業者から、適切に購入しましょう。

販売業者に義務付けられていること

1. 第一種動物取扱業者標識の掲示
2. 販売する際の現物確認と対面説明



環境省パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」より

6. 地域社会の中でペットと長く幸せに過ごすために

猫の飼い主が守るべきこと

1. 室内で飼いましょう

猫は室内で飼い、交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守りましょう。

ふん尿や、ゴミを荒らす、鳴き声がうるさいなどの、猫による周囲の人への被害をなくすことは飼い主の責務です。猫を自由に放して周辺に迷惑をかけることは、猫にとっても不幸なことになります。



2. 首輪や迷子札、マイクロチップをつけましょう

飼い猫だと分かるように、しっかりと所有明示（身元表示）をしましょう。たとえ室内飼いであっても、開いた窓やドアからの脱走や突然の災害などで驚いて逃げってしまうことも考えられます。

3. 不妊・去勢手術をして飼いましょう

「手術するのはかわいそう」などの理由で不妊・去勢手術をしないでいると、飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。1頭のメス猫から子猫が生まれ、1年後には合計20頭以上に増えることもあります。世話をしきれなくなること（多頭飼育崩壊）は社会問題にもなっています。責任をもって世話ができる頭数なのかをよく考えましょう。また、不妊・去勢手術は、病気の予防やストレスの軽減のほか、オス同士の争いやマーキング行為の減少にもなります。

環境省パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」より

7. 高齢期と向き合うために

ペットと飼い主の老いのこと

動物の種類によって寿命は異なりますが、犬や猫などペットとして飼われる動物の多くは人より短命です。ペットが歳をとったときのことを想定し、心構えと準備をしておくことが重要です。

1. ペットの高齢期への心構えと準備

犬は7歳前後、猫は10歳前後から高齢期と言われています。高齢期を迎えたら、日頃からの健康チェックには今まで以上に気を配り、定期的に健康診断を受け、フード、病気、室内の危険等への対応を考えましょう。

高齢になるにつれ、様々な症状が現れ介護が必要になる場合もあります。どんな症状があり、どんな介護が必要になるのか、事前に学んでおきましょう。

適切な治療や介護にかかる費用を、前もって準備しておきましょう。

人の介護と同様に、飼い主には精神的にも肉体的にも負担が増えますが、悩みを一人で抱えず、家族や知人、獣医師や飼い主仲間など、他の人に相談することが重要です。無理をしない介護を心がけましょう。

2. 飼い主自身の高齢期への心構えと準備

子犬や子猫を飼った場合、高齢で介護が必要になる10～15年後は飼い主も同じだけ歳をとっています。そのときの自身の状況を想像して、準備をしておくことが大切です。

ケガや突然の病気など、ペットを飼えなくなるような万が一の事態にも備えておきましょう。

7. 高齢期と向き合うために

ペットが寿命を迎えるまで、責任をもって飼い続けることができますか？「飼わない」「今は飼えない」と判断することも、動物への愛情です。

自治体や動物保護団体などが行っている取り組みを支援したり、ボランティアとして参加することで、動物と関わることもできるのではないのでしょうか。



環境省パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」より

8. ペットを飼う前に

1. 命を見送るまで飼えるか考えましょう

動物の種類によってその寿命はちがいます。飼い始める時期や種類によっては、飼い主の寿命よりも長く生きる動物もいます。その命を見送るまで飼い続けることができますか？

- ◇ ハムスター … 2～3年程度
- ◇ ウサギ … 5～15年程度
- ◇ セキセイインコ… 7～10年程度
- ◇ 犬 … 12～20年程度
- ◇ 猫 … 15～20年程度
- ◇ ミドリガメ … 20年程度
- ◇ 人間 … 83歳（日本人）



2. 飼い主の都合でペットを手放すことにならないですか？

人生にはさまざまな転機が訪れます。就職、転勤、引っ越し、結婚、老い…。不測の事態も起きるかもしれません。それでも最後まで責任をもって飼えますか。



環境省パンフレット「捨てず増やさず飼うなら一生」より

9. 猫の成長

➤ **生後3週間**（人間の1歳頃にあたります。）

目が開き、乳歯が生えてきます。離乳が始まり自力で立ち上がり遊び始めます。

➤ **生後1～2か月**

親兄弟猫や、人と遊びながら接触することで、付き合い方を学ぶ時期です。トイレのしつけや健康診断、1回目の予防ワクチン接種に適した時期です。

➤ **生後3か月**

2回目のワクチン接種時期です。そろそろ親猫から離れても大丈夫です。

➤ **生後4～5か月**（人間の9歳頃にあたります。）

乳歯から永久歯に生え変わり始めます。不妊去勢手術を施すのに最適な時期です。

➤ **生後6か月頃**

メス：最初の発情が来ます。発情すると落ち着きがなくなり大声で鳴きながら歩き回ります。老猫となるまで年に3～4回発情を繰り返します。

オス：メスの発情の匂いに誘発されて発情します。発情するとスプレー行動（スプレー状の臭い尿を吹き付けて回るマーキング行為）を始めたり、行動範囲を広げて歩き回り、テリトリーやメス猫を巡って他のオスに喧嘩を仕掛けたりします。

9. 猫の成長

猫は交尾をするとほぼ 100%妊娠してしまいます。

最初の発情を体験する前に、不妊去勢手術を行えば妊娠の危険性が減るだけでなく、発情行動を抑えることができます。

➤ **生後 6～12 か月**（人間の 10～18 歳）

肉体的に成猫と変わらなくなります。

➤ **生後 7 年～10 年**（人間の 40～50 歳以降）

中年から老年期となり、関節が硬くなって柔軟性が失われます。痴呆症状が出ることもあります。慢性腎不全を起こし、おもらしをすることも多くなります。



10. 人と動物との共通感染症

人と動物との共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち数十種類程度が日本国内でも発生しています。

長く人と共に暮らしてきたペットである犬や猫などの場合は、病気の種類や治療法も分かっているものが多く、過度に恐れることはありません。一般的な衛生対策を守れば、ほとんどの病気は予防できます。

一般的な衛生対策

- ◇ 口移しや同じ食器で食べ物を与えない。
- ◇ キスなど過剰な接触をしない。
- ◇ ペットに触った後と、飲食の前には手を洗う。
- ◇ 排泄物はすぐに片付け、処理の後は石鹸で手を洗う。
- ◇ ペットの健康と衛生的な飼養環境を保つ。



自分の飼おうとする動物に、どんな人と動物との共通感染症があるか調べて、適切な予防策を講じましょう。

狂犬病は人と動物との共通感染症の中でも治療法がなく、発症すると100%死亡する危険な病気なので、犬への毎年のワクチン接種が飼い主に義務付けられています。

環境省パンフレット「飼う前に考えて」より

11. 猫による共通感染症

猫による主な共通感染症

1. 猫ひっかき病

➤ 感染経路

猫の口の中や爪に病原体が存在し、咬まれたり引っ掻かれたりして感染することがある。猫の間ではノミが媒介する。

➤ 人の症状

傷口に近いリンパ節が腫れて、まれに化膿する。発熱やだるさ等の全身症状があっても、軽い場合が多い。

➤ 予防法

猫に咬まれたり引っ掻かれたりしないようにする。飼っている猫の爪を切り、ノミの駆虫を行う。

2. トキソプラズマ症

➤ 感染経路

感染している猫のふんの中の病原体が口に入る。また、感染した豚の過熱不十分な肉を食べることで感染する。

➤ 人の症状

妊婦が初感染した場合、まれに流産や胎児の先天性障害（脳炎、脳水腫、発育障害等）を起こすことがある。成人では感染しても、無症状であることが多い。

➤ 予防法

猫のふんは速やかに始末し、トイレは清掃消毒を行う。猫の検便を行う。豚の生肉を扱ったときには、手指やまな板等の器具をよく洗う。

11. 猫による共通感染症

3. 回虫幼虫移行症

➤ 感染経路

ごくまれに、犬、猫のふん中の回虫卵が人の口から入り、幼虫が体内の各所に迷入することがある。

➤ 人の症状

幼虫の迷入により肝臓、脳、目等に障害を起こすことがある。幼児ではまれに軽度の貧血、食欲不振、微熱等の症状が認められる。

➤ 予防法

犬・猫の検便、駆虫を定期的に行う。ふんはすぐに始末し、動物を砂場等に連れ込まない。幼児が犬や猫に触ったり、砂場で遊んだりした後には必ず手を洗わせる。

4. Q熱

➤ 感染経路

感染動物の尿やふん、羊水、乳汁中の病原体が環境を汚染し、その病原体を人が吸い込んで感染することが多い。牛や羊の未殺菌の乳製品、生肉などを食べて感染することもある。

➤ 人の症状

無症状や、軽い呼吸器症状で治ることも多い。急性型では、発熱、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感などインフルエンザ様の症状を示し、心内膜症などを発症する重症例もある。回復後、慢性疲労症候群に移行する例もある。

11. 猫による共通感染症

➤ 予防法

病原体は妊娠動物の胎盤や羊水に多く含まれるので、出産時の動物、特に、死産、流産などを起こした動物の取扱いに注意する。

5. パスツレラ症

➤ 感染経路

犬や猫の口の中や、爪に病原体が存在し、咬まれたり引っ搔かれたりして感染する。

➤ 人の症状

傷口が速やかに熱を持ち、腫れて痛み、化膿する。傷の部位や程度により、骨髄炎等になることもある。

➤ 予防法

犬や猫に咬まれたり引っ搔かれたりしないようにする。飼っている犬や猫の爪を切っておく。

6. カプトサイトファーガ・カニモルサス感染症

➤ 感染経路

犬や猫の口の中に病原体が存在し、咬まれたり引っかかれたりして感染する。傷口をなめられて感染することもある。

➤ 人の症状

発熱、倦怠感、腹痛、吐き気、頭痛等。重症例では敗血症や髄膜炎を起こし、死に至ることがある。

➤ 予防法

動物との節度ある触れ合いを心がけ、咬まれたり、引っ搔かれたりしないように気を付ける。

11. 猫による共通感染症

7. コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

➤ 感染経路

動物との接触、飛沫による感染する。

➤ 人の症状

初期は発熱や鼻汁等、風邪と区別がつかないことがある。その後、咽頭痛や咳が始まり、扁桃や咽頭などに偽膜が形成される。皮膚に膿瘍を起こすこともある。

➤ 予防法

成人用ジフテリアトキソイドやDPT-IPV（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）4種混合ワクチンが予防に効果があるとされている。また、くしゃみや鼻汁等の風邪様の症状や皮膚病を呈している動物との接触を控え、動物と触れ合った後は手洗い等を行う。

8. 皮膚糸状菌症

➤ 感染経路

感染した人や動物との接触や、家の中のほこりが感染源となる場合もある。

➤ 人の症状

脱毛したり表皮がはがれたり、皮膚が厚くなったりするなど多様である。その他、円形・不整形の白っぽい輪ができたり、小さい水疱ができたりし、かゆみを伴う。

➤ 予防法

感染動物の隔離、治療を行う。部屋の清掃を念入りに行う。

11. 猫による共通感染症

9. 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

➤ 感染経路

マダニに咬まれて感染する。日本では西日本で発生があり、春から秋にかけて発生が多い。また、発症した犬や猫の体液から感染する可能性もある。

➤ 人の症状

主な初期症状は、発熱、全身倦怠感、消化器症状で、時に意識障害などの神経障害や出血症状が出現することもあり、重症化し、死亡することもある。日本では、SFTS患者の約90%が60歳以上であり、亡くなった患者は50歳以上となっており、高齢者は重症化しやすいと考えられる。

➤ 予防法

マダニに咬まれないよう、草むらや藪など、マダニが多く生息する場所に入る場合には、肌の露出を少なくする。



厚生労働省パンフレット「動物由来感染症」及び
東京都パンフレット「人と動物との共通感染症」より

12. 猫の病気とワクチン接種

1. ワクチンで防げる猫の病気

- (1) 猫ウイルス性鼻気管炎
- (2) 猫カリシウイルス感染症
- (3) 猫汎白血球減少症（猫ジステンバー、猫パルボ）
- (4) 猫クラミジア感染症
- (5) 猫白血病ウイルス感染症
- (6) 猫免疫不全ウイルス感染症（猫エイズ）

2. 猫に打てるワクチンの種類

猫に打つワクチンは、100%室内飼いの猫であれば、獣医から3種混合ワクチンを進められることが多いようです。

逆に、時々隙を見て外出する猫の場合は、他の猫との接触が十分に考えられるため、4種以上のワクチンを進められることが多いようです。

- (1) 猫ウイルス性鼻気管炎
- (2) 猫カリシウイルス感染症
- (3) 猫汎白血球減少症（猫パルボウイルス感染症）

の3つの病気に対する3種混合ワクチンや、これに「猫白血病ウイルス感染症」を足した4種混合ワクチンや、さらに、「クラミジア感染症」を足した5種混合ワクチンもあります。

そして、「猫カリシウイルス感染症」のいくつかある2種類を加えると7種混合ワクチンとなります。



知っていますか？動物愛護管理法

知っていますか ①

➤ 動物の飼い主の責務（第7条）

ペットの飼い主だけでなく、ペットショップやブリーダー、展示施設や動物保護シェルターなど、全ての動物の所有者（占有者）が対象です。

・迷惑防止

動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えないようにすること。人に迷惑をかけないようにすること。

・感染症の予防

動物の感染症について正しい知識を持ち自分や他の人への感染を防ぐこと。

・逸走防止

動物が逃げ出したり、迷子にならないように、必要な対策をとること。

・終生飼養

動物の種類や習性などを正しく理解し、原則として、動物がその命を終えるまで適切に飼い続けること。

・繁殖制限

動物が増えすぎて、適正な飼養ができなくならないように、不妊去勢手術などの繁殖制限をすること。

・所有明示（身元表示）

飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップなどを装着すること。



知っていますか？動物愛護管理法

知っていますか ②

➤ **動物の飼養及び保管等に関する基準**（第7条、第41条）

動物の健康と安全を確保するとともに人への危害や迷惑を防止するための飼養及び保管等に関する基準を定めています。

・ **家庭動物**

家庭や学校などで飼われている動物（ペット、学校飼育動物、福祉施設の動物など）

・ **展示動物**

展示やふれあいのために飼われている動物（ペットショップ、ブリーダー、動物園、動物プロダクションなど）

・ **産業（畜産）動物**

牛や豚や鶏など産業利用のために飼われている動物

・ **実験動物**

科学上の目的のために研究施設などで飼われている動物



知っていますか？動物愛護管理法

知っていますか ③

➤ 特定動物の飼養規制（第26条～第33条）

人の生命・身体等に危害を加えるおそれのある動物を飼うには都道府県知事等の許可が必要となり、飼育施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。

・対象となる動物

トラ、クマ、ゾウ、キリン、オオカミ、ニホンザルサーバル
キヤット、コンドル、イヌワシ、マムシ、ニシキヘビ、ワニ、
ワニガメなど

約650種の哺乳類・鳥類・爬虫類

・飼い主の順守事項

動物種ごとに基準を満たした施設があること

施設の強度を確保すること

標識を掲示すること

施設の中だけで飼養し、第三者の接触を防止すること

マイクロチップ等による個体識別措置を行うこと

災害時などで飼うことが難しくなった場合に備えておくこと

など



知っていますか？動物愛護管理法

知っていますか ④

➤ 周辺の生活環境の保全（第25条）

多頭飼育によって周辺の生活環境が損なわれていたり、動物が虐待を受ける恐れがある場合、都道府県知事等はその飼い主に対して必要な措置をとるよう勧告や命令を行うことができます。

・周辺の生活環境が損なわれている事態

多頭飼育による臭い、鳴き声、毛や羽毛の飛散、ふん尿、ネズミや昆虫の発生などにより、複数の周辺住民の生活環境が損なわれていること。

・動物が虐待を受けるおそれのある事態

多頭飼育による動物の栄養不良、異常な鳴き声、爪の異常な伸びや体表の汚れ、繁殖による数の増加など、動物が衰弱していること。

・多頭飼育の崩壊

飼い主が世話ができる数以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例が発生し、大きな社会問題になっています。



知っていますか？動物愛護管理法

知っていますか ⑤

➤ 犬と猫の引取りについて（第35条）

動物保護管理法が制定された昭和48年当時は、年間で120万頭を超える犬と猫を引取り、そのほとんどは殺処分されていました。

その後、社会の変遷とともに、動物の適正な飼養管理を向上させるための普及啓発や自治体による返還・譲渡の取組、民間団体等と連携した活動などの効果もあり、引取り数、殺処分数は約10分の1に減っています。

飼養放棄、不適切な飼養など、無責任な飼い主等がいる限り、自治体による引取り、やむを得ない殺処分はなくなりません。

猫の引取数（全国）

[単位：頭]

| 年度 | 引取数 | 返還・譲渡数 | 殺処分数 | 処分率 |
|----|--------|--------|--------|-------|
| 28 | 72,624 | 26,886 | 45,574 | 62.8% |
| 29 | 62,137 | 26,860 | 34,865 | 56.1% |

[環境省HP「平成29年度犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」より](#)



知っていますか？動物愛護管理法

知っていますか ⑥

➤ 罰則について（第44条～第50条）

動物をみだりに殺傷したり、苦しめることのないようにしなくてはなりません。愛護動物を虐待したり遺棄すると犯罪行為として罰せられます。

※愛護動物とは次の1又は2の動物で、家庭動物だけでなく実験動物や産業動物なども含みます。

- 1 牛、馬、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 2 1以外で人に飼われている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

| | |
|--------|---------------------|
| みだりな殺傷 | 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 |
| 虐待 | 100万円以下の罰金 |
| 遺棄 | 100万円以下の罰金 |

・動物の虐待とは

みだりに給餌や給水をやめる、酷使する、衰弱させる、病気やケガの適切な保護を行わない、排泄物の堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼育すること、などとされています。

・そのほかの罰則について

許可を受けずに特定動物を飼養したり、動物取扱業者の無登録や無届出、多数の動物により周辺的生活環境が損なわれている事態の改善などの命令に従わない者については、罰金や懲役などに処せられます。



知っていますか？動物愛護管理法

知っていますか ⑦

➤ 動物取扱業者の規制と動物販売業者の責務（第8条、第10条～第24条）

哺乳類、鳥類、爬虫類を業として取扱い、営利性がある場合は第一種動物取扱業者、営利性がなく飼養施設を持ち一定数以上の動物を取扱う場合は第二種動物取扱業者となります。

第一種動物取扱業者のうち、動物を販売する者は、購入者に対し、飼い方、習性などを説明する義務があります。施設や動物の取扱いなどに問題がある場合、登録及び届出先である都道府県知事等は、改善するよう指導、勧告、命令、報告徴収、立ち入りなど行うことができます。

・第一種動物取扱業者（登録が必要）

ペットショップ、ブリーダー、ペットホテル、動物プロダクション、動物園、ふれあい施設、訓練士、老犬猫ホーム、動物カフェ、オークション、トリマー、その他インターネットなどを利用した代理販売やペットシッター、出張訓練士のような飼養施設がない場合も対象になります。

・第二種動物取扱業者（届出が必要）

動物保護団体のシェルター、公園等での非営利展示など人の居住部分と区別できる飼養施設において、営利を目的とせず一定数以上の動物を取扱う者。

知っていますか？地域猫活動

多くの人が犬や猫といった動物たちと暮らしていますが、住宅が密集している都市部においては、一部の心ない飼い主のために、動物に係るトラブルが多発しています。中でもノラ猫（飼い主のいない猫）の問題が顕在化しています。

これらは、もともと飼われていた猫が何らかの事情で捨てられたり、不妊去勢手術を行わず不要に増やされた猫が行き場を失い捨てられ、ノラ猫が増える結果となっています。

こうした猫を単にトラブルの原因として排除するのではなく、これらを地域の課題として捉え、猫の習性を理解し、地域住民が協力して、これらの猫を適正に管理していくことが大切です。

市では、このようなノラ猫を適正に飼養管理することで、地域のトラブルを軽減するための取組を進めています。

具体的には、ノラ猫（飼い主のいない猫）を適正に管理していただける市民を「地域猫愛護員」として登録していただき、これらの猫を捕獲し、不妊去勢手術を施した後に、元の生息地に戻し、給餌・給水とともにトイレの管理をお願いするものです。

このように、ノラ猫（飼い主のいない猫）の繁殖を抑制した上で、適正に飼養管理していくことを「地域猫活動」と呼んでいます。

なお、不妊去勢手術にかかる費用（基本料）については、市が全額負担しています。



知っていますか？地域猫活動

➤ 地域猫活動を進める根拠（自治体向け）

- ▶ 動物愛護管理法に基づく施策を推進する

〈環境省〉 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

第2 今後の施策展開の方向性

2 施策別の取組

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

② 講ずべき施策

ア 住宅密集地において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。



➤ 地域猫活動を進める根拠（市民向け）

- ▶ 市民に対する環境省告示がある

〈環境省〉 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

動物関連機関及び施設

■ 狂犬病予防及び動物愛護管理業務

千葉県健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 本庁舎 11 階
☎ 043-223-2639 043-223-2642 (直通)

■ 犬猫に関する相談

市川健康福祉センター (市川保健所)
〒272-0023 市川市南八幡 5-11-22
☎ 047-377-1101 047-377-1103 (直通)

■ 犬猫を保護したとき、犬猫が行方不明になったとき

浦安警察署
〒279-0011 浦安市美浜 5-13-2
☎ 047-350-0110

■ しつけ、新しい飼い主探し等の相談

千葉県動物愛護センター (東葛飾支所)
〒277-0941 柏市高柳 1018-6
☎ 047-191-0050
千葉県動物愛護センター (本所)
〒286-0211 富里市御料 709-1
☎ 0476-93-5711



動物関連機関及び施設

■その他

公益社団法人 千葉県獣医師会

〒260-0001 千葉市中央区都町 463-3

☎ 043-232-6980

公益財団法人 千葉県動物保護管理協会

〒260-0001 千葉市中央区都町 463-3

☎ 043-214-7814



動物病院

千葉県獣医師会（市川浦安地域）加盟病院

| NO | 病院名 | 住 所 | 電 話 |
|----|--------------|----------------|--------------|
| 1 | 高橋ペット医院 | 市川市宮久保 3-28-3 | 047-373-7993 |
| 2 | トシ動物病院 | 市川市行徳駅前 3-15-5 | 047-397-5737 |
| 3 | リリーフ動物病院 | 市川市行徳駅前 4-1-2 | 047-390-1013 |
| 4 | みながわペットクリニック | 市川市南行徳 4-12-18 | 047-711-3232 |
| 5 | ひらたペットクリニック | 市川市新田 4-8-18 | 047-377-2246 |
| 6 | 真間ペットクリニック | 市川市菅野 6-18-20 | 047-323-0192 |
| 7 | いぶき動物病院 | 市川市平田 2-14-8 | 047-326-4970 |
| 8 | 石川獣医科 | 市川市平田 1-16-19 | 047-322-0689 |
| 9 | 松村犬猫病院 | 市川市東菅野 2-5-17 | 047-322-7983 |
| 10 | アップル動物病院 | 市川市南大野 1-47-9 | 047-338-1122 |
| 11 | 富山動物病院 | 市川市八幡 3-17-20 | 047-323-5527 |
| 12 | キクチ動物病院 | 市川市富浜 2-16-1 | 047-397-3503 |
| 13 | 行徳動物病院 | 市川市湊新田 2-3-6 | 047-396-0805 |
| 14 | エムズ動物病院 | 市川市国分 1-5-10 | 047-374-9911 |
| 15 | 後藤動物病院 | 市川市南行徳 1-22-4 | 047-356-4111 |
| 16 | 荻島動物病院 | 市川市真間 1-13-9 | 047-326-2733 |
| 17 | 千葉動物病院 | 市川市国府台 2-9-10 | 047-373-8000 |
| 18 | 京葉動物病院 | 市川市曾谷 2-12-2 | 047-373-0575 |

動物病院

千葉県獣医師会（市川浦安地域）加盟病院

| NO | 病院名 | 住 所 | 電 話 |
|----|------------|-----------------|--------------|
| 19 | 上田動物病院 | 浦安市今川 1-2-19 | 047-350-8913 |
| 20 | 浦安動物病院 | 浦安市北栄 1-3-5-101 | 047-353-6337 |
| 21 | 浦安中央動物病院 | 浦安市堀江 2-29-8 | 047-354-0105 |
| 22 | ウォルフィー動物病院 | 浦安市富士見 3-6-1 | 047-352-7011 |
| 23 | ヴィアーレ動物病院 | 浦安市高洲 1-10-1 | 047-720-4112 |
| 24 | さくら動物病院 | 浦安市猫実 3-28-28 | 047-382-0303 |
| 25 | 新浦安太田動物病院 | 浦安市海楽 1-11-10 | 047-381-8881 |

千葉県獣医師会未加盟病院

| NO | 病院名 | 住 所 | 電 話 |
|----|----------|--------------|--------------|
| 1 | アイビー犬猫病院 | 浦安市富岡 3-2-2 | 047-380-3226 |
| 2 | 今川動物病院 | 浦安市今川 1-4-45 | 047-352-0805 |
| 3 | かっしー動物病院 | 浦安市高洲 3-11-1 | 047-712-8880 |

<発行・問合せ>

浦安市 環境部 環境衛生課

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1

☎ 047-351-1111（代表） 047-712-6495（直通）

